

「生命（いのち）の安全教育」の取組について

●
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

令和5年11月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

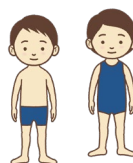
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



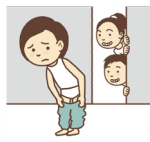
【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



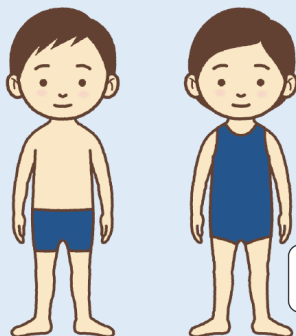
各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないだね！

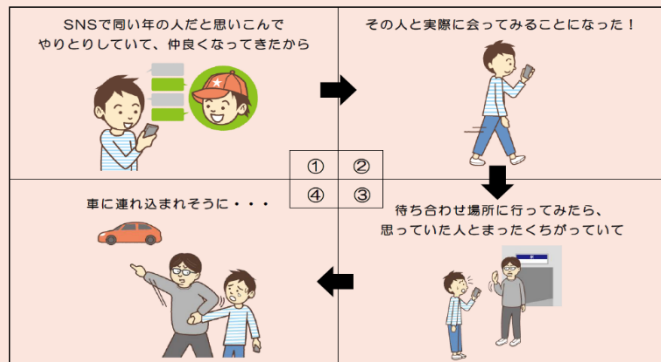


くち・かお もだいじだよ！

10

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？



8

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引なほうがいい女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

7

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう



13

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的には活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の
加害者・被害者・傍観者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したもの。
- ・**平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

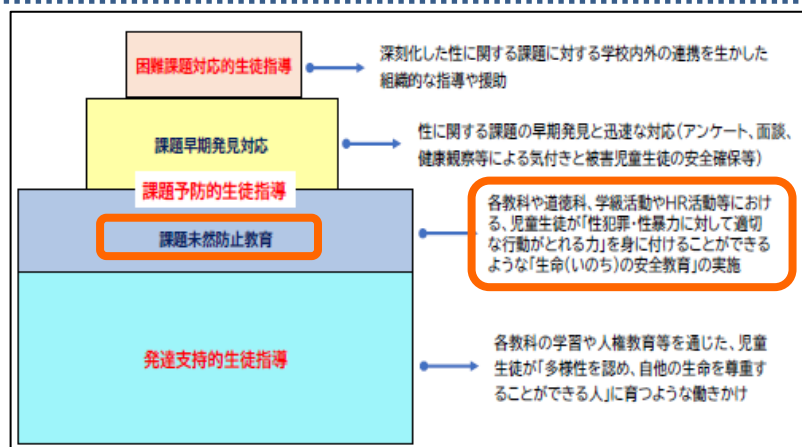
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……。発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい	
段 階	ね ら い
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」について ～性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために～

令和2年度から令和4年度までの取組：教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

○教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）＞教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）

○動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）

○生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）

令和5年度からの取組：これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進

～令和5年度
春頃

※ 下線は令和5年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」において実施

・「生命（いのち）の安全教育」ウェブサイトリニューアル

夏頃

- ・事例集（令和3・4年度実践例）の公表
- ・「生命（いのち）の安全教育」実施状況の公表
＜令和3年度の実績＞

質問項目	合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率	35.8%	5.0%	37.0%	53.4%	63.0%	49.9%

文部科学省「学校安全の推進に関する計画」に係る取組状況調査

秋～冬頃

・全国フォーラムの開催（令和5年11月17日）

- ・・・対面とオンラインによるハイブリッド開催
- 授業実践や教職員研修等の実践事例の共有
- 担当者同士の交流促進等を予定

指導モデル
の構築

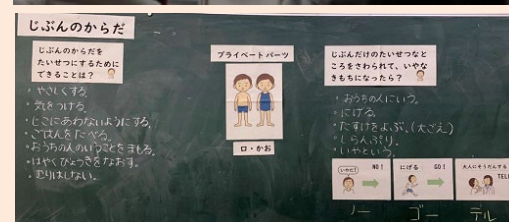
授業等での
実践

事例集の
作成

事例収集

公表

＜授業等での実践の様子＞



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
- 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 特別支援学校（学級）
- IV 資料編
- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
- 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
- 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

保健体育科、特別活動（学級活動）等
における実践事例を掲載

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、
指導上の留意点等をまとめています。

学年 中学2年生

生命（いのち）の安全教育

指導計画

時	主な学習活動	指導上の留意点
1	- より良い人間関係について理解する。 - 体と心の距離感について考える。 - 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。	- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 - 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 - お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	- 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 - 事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。 - 性被害の相談先について知る。	事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

授業の展開

1 時間目の展開

ねらい

- より良い人間関係について理解する。
- 体と心の距離感について考える。
- 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。
- 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動 ■ 主な発問・生徒の反応

指導上の留意点

- 学習上の注意点について知る。
- 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る。
- より良い人間関係について理解する。
- 良い人間関係とはどういうものか考えてみよう。
- 相手のことを思いやることができる。

学習指導要領との関連

中学校学習指導要領

保健体育（保健分野）

2 内容

(3) 傷害の防止について、課題を発見し、身に付けることができるよう指導する。

ア 傷害の防止について理解を深める

イ 傷害の防止について、危険の予測と。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



令和4・5年度「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」委託先一覧

R4 委託先名称(実施主体)	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
さいたま市教育委員会		2				2
社会福祉法人 和みの会	2					2
千葉市(千葉市教育委員会)			4	1	2	7
浦安市(浦安市教育委員会)		4				4
特定非営利活動法人はなえみ	1					1
東京女子体育大学	2					2
東京学芸大学	1	2	2			5
東京都教育庁 ※板橋区教育委員会と連携		1	1	1		3
足立区		1	1			2
びわこ学院大学	1					1
社会福祉法人あかつき会	1					1
大阪市教育委員会		4	2			6
摂津峡認定こども園	6					6
和歌山県(和歌山県教育委員会)		1	1	1		3
鳥取県(鳥取県教育委員会)				1		1
山口県教育委員会					1	1
徳島県(徳島県教育委員会) ※阿南市教育委員会と連携		1	1			2
北九州市私立幼稚園連盟	4					4
延岡市(延岡市教育委員会)			1			1
鹿児島県教育委員会				1		1
20団体55校(園) 合計	18	16	13	5	3	55

R5 採択先名称(実施主体)	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
社会福祉法人和みの会	2					2
特定非営利活動法人はなえみ そがチャイルドハウス保育園	1					1
足立区			1			1
国立大学法人東京学芸大学		2	2		1	5
合同会社Mom's sun	3					3
大阪市教育委員会		3	1			4
堺市			2			2
社会福祉法人照治福祉会	6					6
国立大学法人大阪教育大学		1				1
山口県教育委員会					9	9
徳島県		2				2
11団体36校(園) 合計	12	8	6	0	10	36

<参考:令和3年度>

R3	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
13団体49校 合計	3	28	15	1	2	49

「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力
（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）
についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・「家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育」を目指して保護者説明会（※）を実施。

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例② 千葉市立西小中台小学校、 千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性
（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの
体を守るルールを理解、嫌な気持ちになる場面
での対応方法 等）



◆工夫点

- ・外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例③ 大阪市立田島南小学校、 大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV
（プライベートゾーン、心と体の距離感、
情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・小中一貫教育として、小・中学校合同で
全学年公開授業（保護者参観）を実施。

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

<小学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
4年生	障がい者理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」
5年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
5年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

<中学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	脳と心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV
（「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」人権
感覚の育成、デートDVの事例など性暴力について
の理解 等）



◆工夫点

- ・校内連携によるチーム・ティーチング。
（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループ
ディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりで抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

<その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会>（性犯罪・性暴力の防止教育）

東京都（公立小・中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校）、福岡県（公立小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（公立小・中学校）、浦安市（公立小学校）ほか

性犯罪・性暴力対策関連の周知等①

事務連絡等（令和4年度末～令和5年度）

令和5年3月30日付

【性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）】

https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_kyousei02-000014005_1.pdf

（概要）

「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて決定した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年度から7年度）について、その趣旨の周知及びその趣旨を踏まえた教育・啓発等について依頼するもの。

令和5年3月30日付

【児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）】

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_kyousei01_000014005_2.pdf

（概要）

関係府省においてとりまとめた「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」の内容をお知らせするとともに、児童生徒等の痴漢被害への適切な対応を依頼するもの。

令和5年7月27日付

【こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について（通知）】

https://www.mext.go.jp/content/20230727-mxt_kyousei01_000014005_2.pdf

（概要）

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議にて決定した「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」について、その内容をお知らせするとともに、「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進を改めてお願いするもの。

令和5年9月15日付

【令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施等について（依頼）】

内閣府HP：https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

（概要）

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」に関する周知及び改めて生命（いのち）の安全教育の取組や性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知をお願いするもの。

令和5年11月10日付

補正予算案 閣議決定【「性犯罪・性暴力被害者支援の強化」が盛り込まれる】

令和5年10月20日付 大臣メッセージ

子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために

～全国の学校関係者の皆様へ～

－文部科学大臣メッセージ－

全国の教育職員等の皆様におかれては、日々子供たち、保護者、地域住民の皆様との信頼関係を築きながら子供たちの指導にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

一方で、ごく一部ではありますが、教師という立場を悪用して子供たちに対して「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている事案が発生していることは言語道断であり、そのことにより、子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、子供たちの成長を真に願いながら指導されている大多数の教育職員等の皆様に対する社会からの信頼が毀損されるような事態が生じていることについて、誠に遺憾に思っています。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対応のための取組が国、自治体、学校等において進められてきましたが、いまだ教育職員等による許しがたい児童生徒性暴力等が発生していることを踏まえ、各学校設置者及び任命権者におかれては、子供たちを性暴力等から守りぬくため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命（いのち）の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

文部科学省においても、児童生徒等を一部の悪意ある教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。

令和5年10月20日

文部科学大臣 盛山正仁

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**にする」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。
（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×1本×5対象＝30百万円]

動画

- 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成する
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
- 各段階別の基礎的な指導内容を中心に、ワーク（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）の進め方等を含む内容とする

授業の流れ

導入

展開

まとめ

動画化



なるほど！

教育委員会／学校

背景等

- 弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされている。
- パッケージでは、「こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みを整備する。」と記載されているところであり、こどもが長く過ごす場においてこどもが性被害に遭わないよう、特に被害を認識し難い又は被害を相談することが困難なこどもが多い施設においては、ソフト面の対策のみならず、物理的な設備等を整えていくことが重要である。



性被害防止対策のための設備等の支援を行うことで、子どもたちの性被害を防止する



取組内容

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（教育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

補助割合

【対象施設】

幼稚園、特別支援学校

【実施主体】

国、都道府県、市区町村

【補助割合】

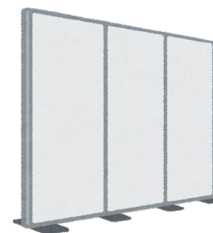
国立：1／1（全額補助）

公立：国1／2、設置者（都道府県、市区町村）1／2

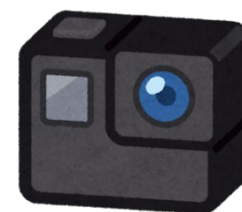
私立：国1／2、事業者1／2

【補助基準額】

1施設あたり 100千円



パーテーション



カメラ

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

性犯罪・性暴力対策関連の周知等②

事務連絡（令和4年度末～令和5年度）

令和5年8月28日付

【警察庁作成「痴漢・盗撮被害の申告・相談しやすい環境を整備するための啓発パンフレット」の周知について（依頼）】

警察庁HP： [chikanhigaiboushi.pdf\(npa.go.jp\)1](https://chikanhigaiboushi.pdf(npa.go.jp)1)

皆さまの勇気と行動が
犯人の検挙とさらなる被害の防止に
つながります！

ひとりで悩まず、早めに相談しましょう

110番通報

痴漢・盗撮を許さない！
あなたの行動で
救われる人がいます

すぐに110番通報！

その他の連絡先

警察庁

（概要）
警察庁作成の「痴漢・盗撮被害の申告・相談しやすい環境を整備するための啓発パンフレット」についての周知・活用をお願いするもの。

令和5年9月26日付

【「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」開設の周知について（依頼）】

内閣府HP： https://www.gender.go.jp/public/report/2023/pdf/230919_01.pdf

男の子と保護者のための性暴力被害者ホットライン

利用できる人：男の子とその保護者など

フリーダイヤル
0120-210-109

相談できる日・時間
毎日 午後4時～午後9時

このホットラインは、男の子の被害にあった男の子の相談先です。男の子の被害にあった男の子や、男の子の被害を受けた男の子の保護者などから、男の子の被害を受けた男の子の相談先として活用されています。男の子の被害を受けた男の子の相談先として活用されています。男の子の被害を受けた男の子の相談先として活用されています。

（概要）
「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」開設について周知をお願いするもの。

令和5年11月7日付

【「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に関するリーフレットの周知について（依頼）】

https://www.mext.go.jp/content/20231108-mxt_kyousei01-000014005_1.pdf

性犯罪についての法律ってどんなの？

性犯罪とは？

性犯罪の被害者への対応

性犯罪の加害者への対応

性犯罪の予防

性犯罪の被害者への支援

性犯罪の加害者への支援

性犯罪の予防

（概要）
「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したことを受けて法務省にて作成された「児童生徒等向けのリーフレット」の周知をお願いするもの。

＜その他＞

令和5年9月

【「子ども・若者の性被害防止に関する啓発パンフレット」】

内閣府HP： https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card

子どもたちのためにできること

～性被害を受けた子どもの理解と支援～

性被害を受けた子どもは、身近な人でも気づいてくれないかもしれません。それでもみんなにはできることがあります。

子どもが受けるOSのサインに気づいてください。

子どもは被害を受けたら、速に対応することが大切です。

子どもが被害を受けたら、速に対応することが大切です。

子どもが被害を受けたら、速に対応することが大切です。

（概要）
内閣府において、「性暴力被害に遭った場合や相談を受けた場合の対応等をまとめた一般向けパンフレット」と、「子どもの性被害について、保護者や周りの大人による対応をまとめた保護者向けパンフレット」を作成。

性犯罪・性暴力対策関連の周知等③

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律



不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の **1** 又は **2** によって、

性交等(※1)をした場合、**不同意性交等罪** 【5年以上の有期懲役】

わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪** 【6月以上10年以下の懲役】
が成立(※2)

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

**同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること**

- ① 暴行 又は 脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 **わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること**

1 や **2** に当たらない場合でも…

3 相手が**13歳未満の子ども**である場合、又は、
相手が**13歳以上16歳未満の子ども**で、行為者が**5歳以上年長である場合**
にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、陰や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、**面会要求等の罪**が成立
(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

- 1** **わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること**
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
① 威迫、偽計 又は 誘惑 …… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
② 拒まれたのに反復 …… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする
- 2** **1の結果、わいせつの目的で会うこと** 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】
- 3** **性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること**
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

- 1** 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長
① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …… 10年 → **15年**
③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**
- 2** **1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間
に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。**
※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月15日から施行

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、
証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

- ① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき
(※) 供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置
・ 供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために
必要な措置
- ② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性犯罪・性暴力対策関連の周知等④

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

1 性的姿態等撮影罪 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」(性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿)を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影(※)

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子ともであるときは、行為者が5歳以上18歳である場合

2 性的影像記録提供等罪

- ① 1 又は 5 によって撮影・記録された性的姿態等の画像(「性的影像記録」)を特定・少数の者に提供

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

3 性的影像記録保管罪

【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

4 性的姿態等影像送信罪

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- 不特定・多数の者に、1 の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信(ライブストリーミング)

5 性的姿態等影像記録罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- 1 の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

**子どもを守るための
法律のルールってどんなものがあるの？**

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

1 元気ないね。なにがあった？

2 うーん。あのね…

SNSでなかよくなったお兄さんと会ったら…

会いたいね！
そうだねー
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる
ほんとに？
やったー！

かわいいね。ちょっとさわってもいい？
え…こわいよ…

服の中に手を入れて、体をさわられてしまった…

3 そうなんだ。じつはぼくも…

公園であそんでくれたおじさんが…

パンツの中を見せてよ。
え、どうして？
だいじょうぶ。こわくないよ。少しさわるだけ。

パンツの中をさわられてしまった…

4 イヤだったけど、はずかしくてだれにも言えない。

会ってしまったわたしがわるいんだよね。

ぼくもイヤだったけど、「このことは内緒だよ」って言われたし…

ぼく男子だし、体をさわられても、きっとわるいことじゃないんだよね…

そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。
ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。
親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

服めいで。写真とらせてよ。

イヤだ…

子どものはだかや下着すがたの写真・動画を撮ることは、犯罪です。

はだかの写真をとられてしまった…

SNSで知り合った人から…

わたしも服いちゃダメ！
体触るなめてうれしい
わたし！
今夜会おうよ
家の手回しから覗き込め

会いたいね！
そうだねー
日曜会おうよ
ほんとに？
やったー！

写真とって送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
撮めいで。胸みせの写真をとって送って
みんなやってみよう

こんなメッセージがきた…

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分のはだかの写真・動画を撮って送るように言うことは、犯罪です。

困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

- こどもの人権110番
☎0120-007-110
平日 午前9時30分～午後5時15分
- SNS (LINE) 人権相談
- こどもの人権SOSモニター

性犯罪被害相談（警察）

☎ #8103 24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル
☎0120-0-78310 24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

☎ #8891 24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付

親のための 相談LINE

※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

☎ 189 24時間受付

保護者の方へ

2023年(令和5年)6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。



詳細は
法務省HPへ



性犯罪^{せいはんざい}についての法律^{ほうりつ}ってどんなもの？

法務省
MINISTRY OF JUSTICE



そんなことはありません！

例えば、「暴行」「脅迫」「障害」や、「虐待」「フリーズ状態^{フリーズ}」「立場による影響力」などが原因となって、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪^{ふどういせつざい}」や「不同意性交等罪^{ふどうせうこうざい}」という犯罪の被害です！

このような状況でなくても、13歳未満(12歳以下)の人が性的な行為をされた場合、あるいは、13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に性的な行為をされた場合は、イヤかどうかにかかわらず、「不同意わいせつ罪^{ふどういせつざい}」や「不同意性交等罪^{ふどうせうこうざい}」の被害です。また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 被害者になったとき、予断の恐れにさらされたことなどで、体が動かなくなってしまう場合



そのほかにも…法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
法務省
HPへ

性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

例えば ●盗撮された場合
●「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「撮影罪^{さつえい}」という犯罪の被害です。
また、撮影される人が16歳未満の場合^{※2}は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪^{さつえい}」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人^{※2}に、

例えば ●性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
●自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること
も、「面会要求等罪^{めんかいようこうざい}」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

人権相談 (法務局)

- こどもの人権110番
無料 ☎0120-007-110
平日 午前8時30分～午後5時15分
- SNS (LINE) 人権相談
- こどもの人権SOSミニレター

性犯罪被害相談 (警察)

無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル
無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

無料 ☎#8891
※24時間受付

性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付

親子のための 相談LINE

※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

無料 ☎189
※24時間受付

あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「睡眠」、「フリーズ状態^{※1}」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を言うことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や**「不同意性交等罪」**という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予期せぬ出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)**の子どもに対して、その人より5歳以上年上の人が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、

「不同意わいせつ罪」や**「不同意性交等罪」**が成立します。

そのほかにも…法律が改正されて、新しい規定ができました。

詳細は
法務省
HPへ



撮影罪・提供罪

人の性的な部位・下着を、

例えば ●正当な理由なく、ひそかに撮影する行為

●「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為

●このようにして撮影された写真・動画を
人に提供する行為

は、「**撮影罪**」・「**提供罪**」という犯罪です。

また、撮影される人が**16歳未満の子どもの場合^{※2}**は、
その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、
「**撮影罪**」や「**提供罪**」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲まれて…



裸の写真を撮られてしまった…

面会要求等罪

16歳未満の子ども^{※2}に対して、

例えば ●性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと

●その子ども自身の性的な写真・動画を撮って送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



SNSで知り合った中学生に…



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間^{※3}は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

●不同意性交等致傷罪などは20年 ●不同意性交等罪などは15年 ●不同意わいせつ罪などは12年に延長されました。

※3 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関する
SNS相談(チャット)

「Cure time(キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談(警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103
※24時間受付

性犯罪・性暴力対策関連の周知等⑧

こどもたちのために できること

～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも
気づきにくいものです。
それでもみなさんにはできることが
あります。

こどもが見せるSOSのサインに
気づいてください。
そして、もし被害に気づいたら、
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の
サポートを受け、あなた自身のこと
からたにも度を取りながら、
こどもの回復を支えてください。

より詳しく知りたい方は
この冊子をご覧ください。
QRコードでダウンロード



こどもの性被害

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期に
わたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係で
なかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、
こどもたちが被害にあっています。



たとえば・・・

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)に触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るように要求された

加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から(先生、コーチ、親や親せきなど)
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から



こどもの被害は 身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、こども自身が隠そうとすることもある
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

男の子も被害にあっています

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、
その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。



こどもはなかなか被害を打ち明けられません /



被害にあったことを
話すのが恥ずかしい

何をされたのか
よく分からない

自分にも悪いところ
あったかもしれない

大切な人を
悲しませたくない

だれに、何を、どう伝えれば
いいのかわからない

加害者から口止めされたり、
脅かされていて話せない

話したら叱られる
かもしれない

周囲の大人が早期に気づくことが大切です

性暴力被害を受けたときにこどもが見せるサイン

言葉にすることが難しいこどもたちは、トラウマ^{*}の反応が心身の不調や問題行動として現れることが
あります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

* 心的外傷、心の傷のこと

からだの
変化

- 頻尿、夜尿
- 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など)
- 不眠など(ひとりりで眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど)
- 性器の痛み、かゆみ
- 食欲不振、過食

こころの
変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力
- 過剰に甘えようとする
- 集中力の欠如
- 情緒不安定
- 周りの人が信じられない

行動面の
変化

- 落ち着きのなさ
- 物を壊す
- 勉強に集中できない、学力不振
- 非行(飲酒、喫煙、家出など)
- 自傷行為、リストラット
- 性的なことを避ける(性的忌避)
- 人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す
- 性的な言動や遊びをする、自分や人の性器に触る

被害を受けたこどもへの対応

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。
- こどもが必要なケアを受けられるようにしてください。

- ・話を聞いたり否定しないでください。
- ・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。
- ・話している途中で気分が悪くなり、直れたりしたら、体んでもいいよと伝えてください。

- ・こどもの安全を確保して、こどもの同意を得てから、からだに傷などがないか確認してください。
- ・被害直後の場合は、すぐに相談機関に連絡してください。
(緊急避妊薬の処方、感染症検査、証拠採取のため、医療機関の受診が必要となる場合があります。)

「記憶の汚染」を知っていますか？ こどもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

保護者や大人のみなさんへ

あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください /

日頃からできること

幼児期から
次のことを
伝えてください。

- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)は見せない・触らせない
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らない
- イヤな触られ方をされそうときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する
- 自分は大切に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。

文部科学省
ウェブサイト



- こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃からコミュニケーションをとり、こどもの気持ちをよく聞いてください。



文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」

文部科学省HP内「性犯罪・性暴力対策の強化について」のページには、「生命（いのち）の安全教育」教材とあわせて、授業で活用できる様々な情報を掲載し、に掲載し、随時更新しております。

御確認いただき、必要に応じて授業で紹介するなど適宜、御活用ください。https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

The screenshot shows the MEXT website with a blue header. The main content area is titled '性犯罪・性暴力対策の強化について' (Strengthening Measures Against Sexual Offenses and Sexual Violence). It includes several informational boxes: 1. '性暴力の悩み、SNSで相談してみませんか?' (Are you troubled by sexual violence, why not consult on SNS?), featuring 'Cure time+' and a QR code. 2. '性犯罪・性暴力でお悩みの方へ' (For those troubled by sexual offenses and sexual violence), featuring a purple ribbon and a QR code. 3. 'いのち 生命の安全教育' (Life Safety Education), with text about preventing children from becoming victims or bystanders of sexual violence, and a QR code. 4. '性犯罪の規定が2023年7月13日から変わります' (Sexual offense regulations change from July 13, 2023), with a QR code and a cartoon character. The page also has a navigation bar with links like '会見・報道・お知らせ' and '政策・審議会'.

<掲載情報一覧>

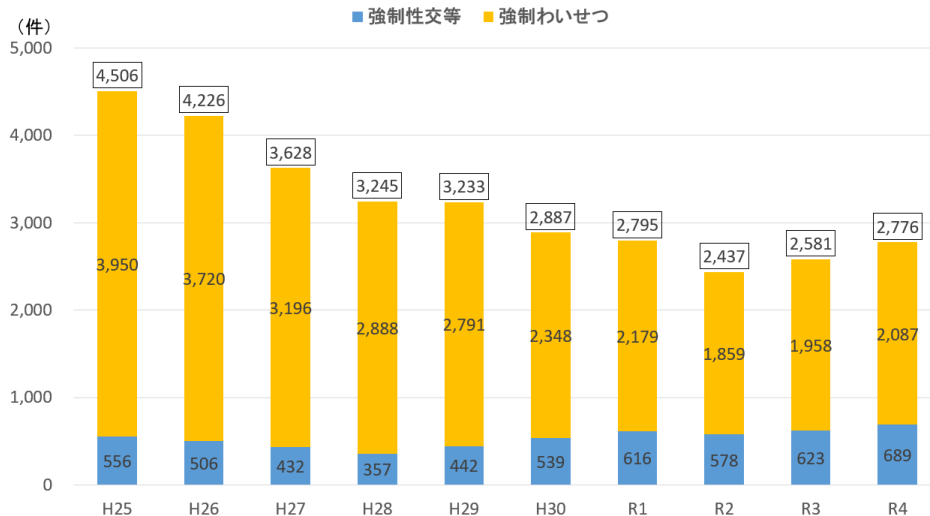
1. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針
2. 生命（いのち）の安全教育
(教材や指導の手引き等を掲載しています。)
3. 「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について
4. 「アダルトビデオ」出演被害問題・「JKビジネス」問題等について
5. ワンストップ支援センター等について
6. 児童生徒等の痴漢被害への対応について
7. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」について
8. 関係法令等について

子供の性被害の現状に関するデータ①

出典：こども家庭庁HP「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第1回）」
<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/x2UksA0k/>

<警察庁発表資料>

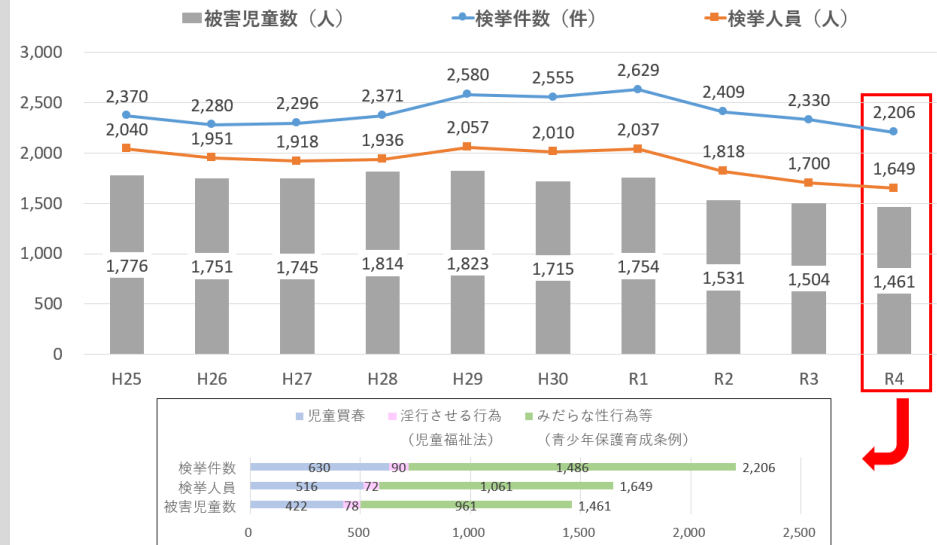
少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数の推移



※「少年」は、20歳未満の者をいう。
 ※ 強制性交等とは、刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

令和4年における少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は、2,776件で前年より増加。

児童買春事犯、児童福祉法、青少年保護育成条例に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※「児童」は、18歳未満の者をいう。

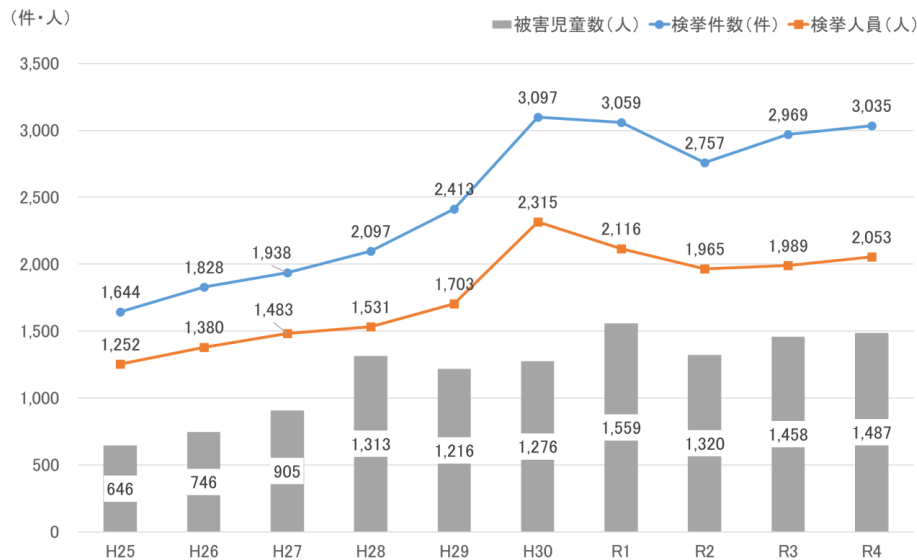
令和4年における児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、それぞれ2,206件、1,649人、1,461人で、いずれも前年より減少。

子供の性被害の現状に関するデータ②

出典：こども家庭庁HP「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第1回）」
<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/x2UksA0k/>

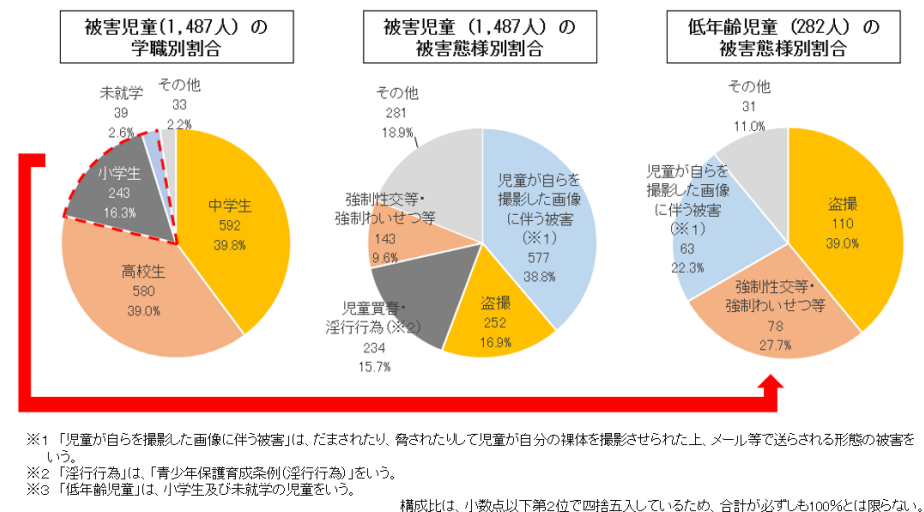
<警察庁発表資料>

児童ポルノ事犯に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はそれぞれ3,035件、2,053人、1,487人で、いずれも前年より増加。

児童ポルノ事犯に係る被害児童の学職別・被害態様別の割合（令和4年）



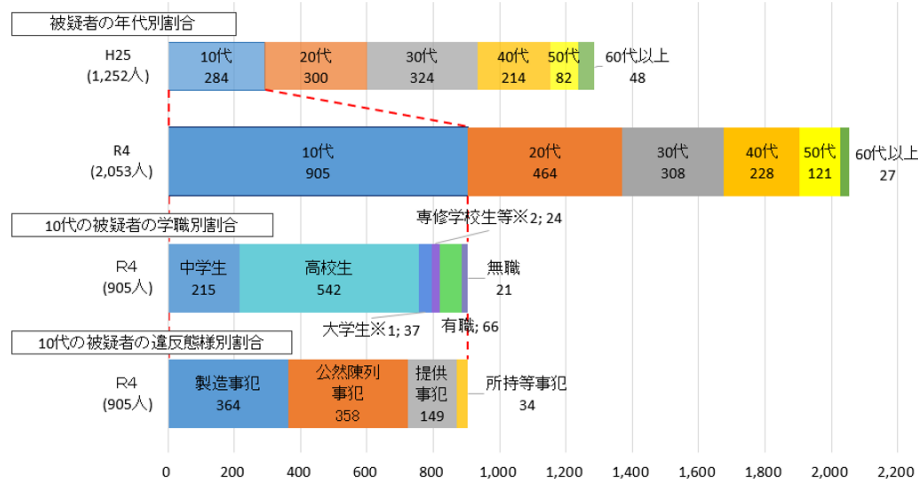
令和4年における児童ポルノ事犯の被害児童の学職別割合では、中学生が最多となった。被害児童の被害態様別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の38.8%を占める。低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の39.0%を占める。

子供の性被害の現状に関するデータ③

出典：こども家庭庁HP「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第1回）」
<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/x2UksA0k/>

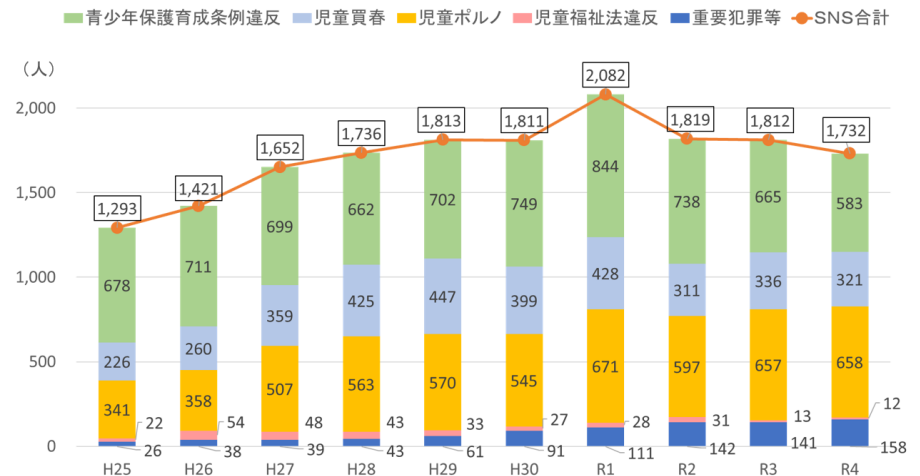
<警察庁発表資料>

児童ポルノ事犯に係る被疑者の年代別・学職別・違反態様別の割合



令和4年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合では、10代が最多で、平成25年と比べ621人(219%)増加した。10代が全体に占める割合は、平成25年は22.7%であったが、令和4年では44.1%を占める。10代の被疑者の学職別割合では、高校生が最多で、全体の59.9%を占める。10代の被疑者の違反態様別を見ると、製造事犯が最多で、全体の40.2%を占める。

SNSに起因する事犯に係る罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

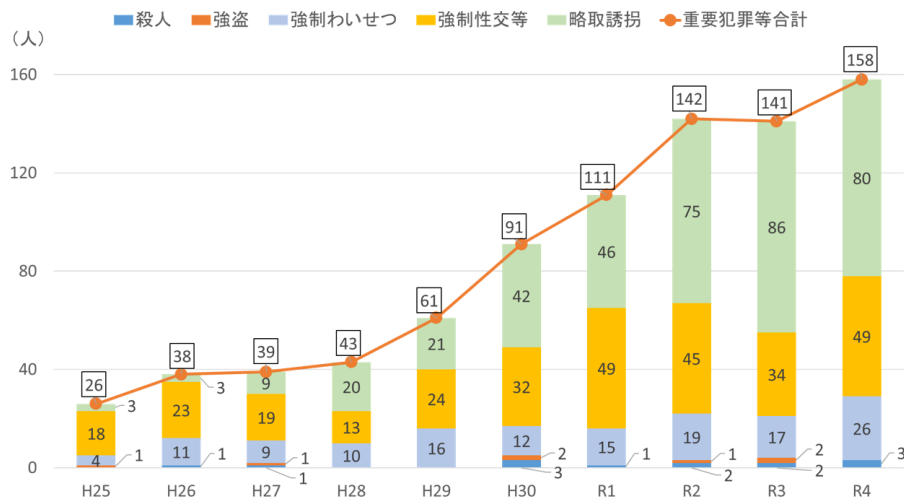
令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したものの、おおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

子供の性被害の現状に関するデータ④

出典：こども家庭庁HP「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第1回）」
<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/x2UksA0k/>

<警察庁発表資料>

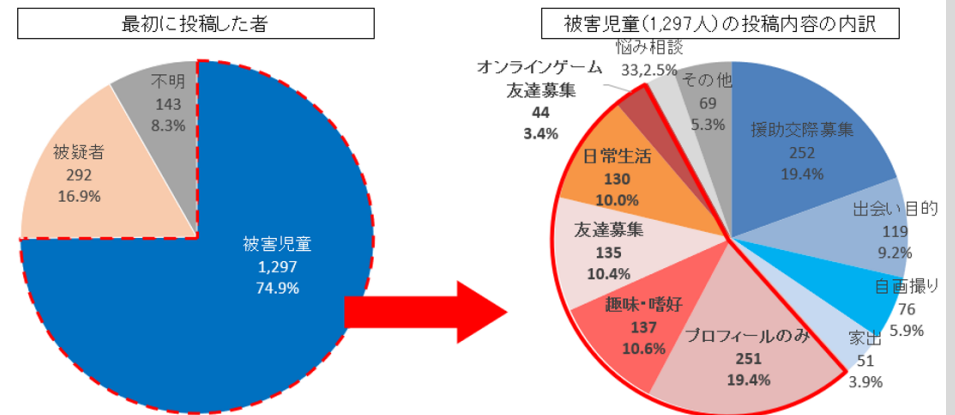
SNSに起因する事犯に係る重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む（届出のある出会い系サイトを除く）
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

令和4年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、158人であり、前年から12.1%増加した。

SNSに起因する事犯に係る最初に投稿した者と投稿内容の内訳（令和4年）



※ 投稿内容は、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。
 ※ 投稿内容は、被害児童からの情報取りによるもの。
 ※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む（届出のある出会い系サイトを除く）
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁）
 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和6年度要求・要望額 45百万円
(前年度予算額 33百万円)



【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）」

（R5.6.13 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（2）性犯罪・性暴力対策の強化

⑥生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

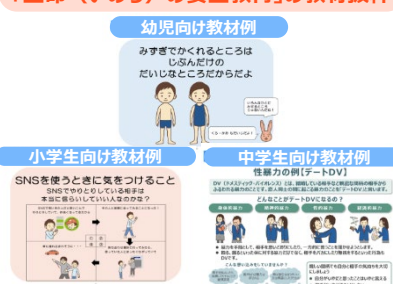
これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。
令和6年度は、これらの取組を一層加速させるため、生命（いのち）の安全教育の普及展開を図る。

取組① 普及展開事業の実施

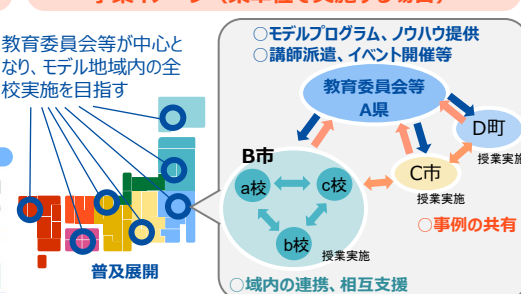
生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す**教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。

- 取組例
- ・未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
 - ・外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
 - ・実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



事業イメージ（県単位で実施する場合）



取組② 動画コンテンツの作成（通称：らくらく実践パッケージ）

既に、生命（いのち）の安全教育に取り組んでいる学校等が今後も継続的に授業を続けられるよう、また、新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすい動画（指導過程を解説した動画）**を作成する。



取組① 普及展開事業の実施

生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す**教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。

取組例

- ・未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
- ・外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
- ・実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信じていい人かな？



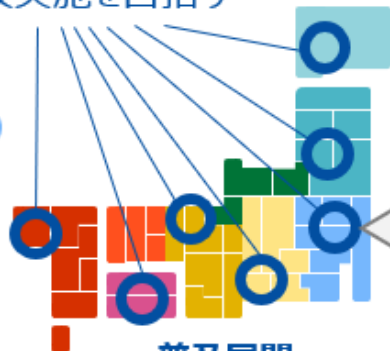
中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、継続している相手と親密な関係の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間にも暴力が起る場合があります。



教育委員会等が中心となり、モデル地域内の全校実施を目指す



普及展開

事業イメージ（県単位で実施する場合）

- モデルプログラム、ノウハウ提供
- 講師派遣、イベント開催等

